請　　書

令和 8年11月 2日

横浜市交通事業管理者

契約番号 2653026351

所　在　地　神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称　SKGﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社

代表者職氏名　代表取締役　林　芳彦　　印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　名 プロジェクター

契約区分　■ 確定契約　　□ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	8	4	4	8	0

☑ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	7	6	8	0	

□ 免税業者

内　訳　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
別紙内訳書のとおり	一式		76,800
合　計			76,800

納入場所（履行場所）　横浜市交通局自動車本部鶴見営業所

納入期限（履行期限）	令和　8年 11月　2日 から 令和　8年 12月　2日 まで
前金払	■ しない　□ する
部分払	■ しない　□ する
部分払の基準	□ 設計書のとおり　□
支払時期の特約の確認	適法な請求書を受理した日から起算して30日以内
契約約款の適用	☑ 物品供給契約約款　□ 物品製造(印刷製本)請負契約約款 □ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款 □ 賃貸借契約約款　□ 設計・測量等委託契約約款 □

※　「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。